

## 想定予算に関する資料

想定すべき予算上限としては、「対象者の数×1回あたりの心理療法・カウンセリングの単価×想定される1人あたり必要な心理療法・カウンセリングの回数上限」として考えた<sup>1</sup>。実際には、対象者全てが心理療法・カウンセリングを希望するわけでも<sup>2</sup>、また、その必要性も無い可能性がある。また、そもそも各概念がそれぞれ変数であることから、本検討会での議論上出てきた意見等を参考に、仮定での数値の幅として提示することを、以下、試みた。

なお、試算においては、被害者数に関して利用できる統計資料がないことから、特に断りがない限り、警察庁資料「平成22年の犯罪」の認知件数を被害者数として使用している。

### 1 対象者

本検討会の議論の中では、現行の犯給制度の枠内での対象者、つまり、警察に被害を届け出た、故意の身体犯（重傷者）及び性犯罪の被害者本人を対象とすることがもっとも少なく見積もった対象者数となると思われる（約1万1千人<sup>3</sup>）。

他方、警察に届け出をしていない等、統計上暗数となっている被害者、遺族や、性暴力・傷害事件等においては被害者の家族について<sup>4</sup>、また、侵入盗、ひったくり犯といった窃盗犯被害者等についても、除外すべきでは無いとの意見<sup>5</sup>が出された。

暗数については、平成20年に法務総合研究所が行った第3回犯罪被害実態

- 
- 1 「対象者の数×一定期間における心理療法・カウンセリング費用の上限」として考える意見もあったが、本検討会でヒアリングした中には「一定期間における心理療法・カウンセリング費用」の上限として参考となる数値は特段見あたらなかった。
  - 2 第7回「経済的支援に関する検討会」に大久保構成員から提出された資料によると、平成15年から平成17年までに（社）被害者支援都民センターが受理した件数の内、カウンセリングを希望するケースが性的被害で14%（598件中84件）暴行・傷害で5.1%（486件中20件）であったとされている。
  - 3 強姦被害者数1,289人、強制わいせつ被害者数7,027人（表54「罪種別 被害者の年齢・性別 認知件数。」）、刑法犯（交通業過を除く）により全治1か月以上の傷害を負った被害者数2,805人（表53「特定罪種別 死傷別 被害者数」。ただし、強姦被害者11人及び強制わいせつ被害者11人を除く。以下「重傷被害者」という。）。
  - 4 第6回検討会（太田構成員，中島構成員，松坂構成員）。
  - 5 第6回検討会（太田構成員）。

(暗数)調査から、当該犯罪被害を捜査機関に届け出た比率<sup>6</sup>と、上記警察庁統計を用いて算出すると、性犯罪被害者については、約6万3千人、傷害等その他の犯罪については、約8千人、計約7万1千人となる。

遺族については、約1千人<sup>7</sup>。

性暴力・傷害事件等の被害者の家族<sup>8</sup>については、性暴力被害者の家族が約8万9千人、傷害事件等の家族が約1万1千人、計約10万人。

侵入盗及びひったくり犯については、侵入盗被害者が約13万7千人、ひったくり被害者が約1万5千人、計約15万2千人<sup>9</sup>。

以上、最上限としては、約32万2千人。窃盗犯を含めない場合は、約17万1千人。

## 2 単価

本検討会においてヒアリングを行った中では、カウンセリング費用が1回2,000円だったとする犯罪被害者が1人いた<sup>10</sup>が、これは、実施施設において、補助を行うことで殊更低廉な価格となっているため参考としない。他方、上限については公定基準価格が存在する分野ではないため、実施者・実施機関により具体的費用のばらつきはあると思われる。本検討会でヒアリングを行った範囲では、スクールカウンセラーとして臨床心理士や精神科医または診療心理学を教える教授が実施する場合の全国平均、都道府県警察で額が異なるものの、警察から委嘱している精神科医、臨床心理士等のカウンセリング

6 性犯罪被害者数は、「性的事件」(強姦(未遂を含む)、強制わいせつ、不快な行為(痴漢、セクハラなど)を指し、日本の法律上必ずしも処罰の対象とはならない行為も一部含まれる。)の届出率13.3%を使用。その他については、重傷被害者数の約8割を傷害事件が占めることから、「暴行・脅迫」の届出率36.8%を使用して計算した(「傷害」に関する届出率は調査されていない。)

7 ただし、遺族については、仮に心理療法・カウンセリング費用について公的費用の支出を受けたとした場合、本来、遺族給付金自体は用途を限定していないことから、後者において額の調整を図るべきではないかとの議論があり得る。

なお、人数の算定に当たっては、後述の「家族」同様、「遺族」の範囲について検討会として結論を見ていないことから、本試算においては、仮に同居者を遺族又は家族とみなすこととし、総務省統計局刊行、総務省統計研修所編集「日本の統計2012」表2-14「都道府県、世帯の種類別世帯数と世帯人員(平成22年)」の1世帯当たりの全国平均人員2.42人から、被害者本人1人を引いた、1.42人を家族数と仮定することとした。

8 「家族」数の仮定について、前注参照。

9 表5「年次別 府県別 窃盗 手口別 認知・検挙件数及び検挙人員」。

10 第5回検討会(被害者からのヒアリング結果)。

費用等から推察するに、支持的カウンセリングであれば1回あたり約5,000円（単位時間不明）であった<sup>11</sup>。

他方、東京女子医科大学付属女性生涯健康センターからは、30分5,250円、1時間10,500円、90分15,750円という費用設定があるも、1時間から見通しを持った治療の組立てができると考えているとの報告があった<sup>12</sup>。社団法人日本臨床心理士会からも、被害者相談に当たっている臨床心理士の意見を総合すると、臨床心理士でも習熟度を求められる仕事であることから1時間8,000円から1万円位が妥当であるとの報告がある<sup>13</sup>。

実際に公費負担の制度を設計する上では、保険診療のように個別の療法毎に費用に差を設ける余地はあるが、ここでは、試算を単純化するために、最下限の計算上は30分5,000円、最上限の計算上は、90分1万5,000円と仮定する。

### 3 回数

本検討会でのヒアリング中、東京女子医科大学付属女性生涯健康センターからは、持続エクスポージャー療法の実施回数として、1回90分のセッションを合計9回～12回行うとの報告があり<sup>14</sup>、ウィメンズカウンセリング京都からは、フェミニストカウンセリングの平均的な継続治療期間として、36回との報告があった<sup>15</sup>。さらに、持続エクスポージャー療法は、基本的には10回から、どんなに長くても20回という意見<sup>16</sup>、診察結果として、終結・中断になった方の平均回数は15回前後であり、10回又は20回という回数が標準的なのではないかとの意見があった<sup>17</sup>。回数だけみれば、フェミニストカウンセリングの平均的な継続治療期間の36回が最多となる。しかし、カウンセリングと持続エクスポージャー療法とでは、後者の方が高度な内容であることに加え、単価の最上限を持続エクスポージャー療法で設定していることから、ここでは、試算の最上限を20回と設定した。

### 4 試算幅

- 
- 11 第3回検討会における文部科学省及びウィメンズカウンセリング京都からの報告、第4回検討会における警察庁からの報告、第5回検討会における被害者からのヒアリング結果。
  - 12 第3回検討会。
  - 13 第3回検討会。
  - 14 第3回検討会。
  - 15 第3回検討会。
  - 16 第5回検討会（小西座長）。
  - 17 第7回検討会（小西座長）。

以上の結果，最下限としては，最も少なく見積もった数の対象者が，最も低価格なカウンセリングを各1回受けた場合として，約5,600万円，最上限としては，逆にそれぞれを最大限とった数値として約966億9,200万円として試算できる（ただし，対象者として侵入盗等を入れた場合，試算とはいえ数が多すぎるため，侵入盗等を入れない上限としては，約513億5,900万円。）。

以下は、参考試算。

- ・ 最も少なく見積もった数の対象者が，1時間30分の持続エクスポージャー療法を20回受領したとした場合 約33億円
- ・ 同様の対象者が1時間1万円の心理療法を20回受領した場合 約22億円